高岡市議会９月定例会提出議案について

１　件数

・初日提案（９月８日）16件（予算４件、条例７件、その他３件、認定２件）

・追加提案（９月30日）２件（人事２件）

２　議案の概要（予算議案を除く。）

（1）　条例（７件）

１　高岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

「高岡市職員の定年等に関する条例の一部改正」

「高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の再任用に関する条例の廃止」

「高岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」

「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正」

「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の給与に関する条例の一部改正」

「高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」

【人事課】

（趣旨）

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引き上げ等に関して所要の改正を行うもの

（主な内容）

１　高岡市職員の定年等に関する条例の一部改正

(1)　定年を段階的に 65 歳まで引き上げ

<table>
<tr><td rowspan="2">年度</td><td colspan="3">定年年齢</td></tr>
<tr><td>原則</td><td>技能労務職</td><td>医師及び歯科医師</td></tr>
<tr><td>現行</td><td>60 歳</td><td rowspan="4">63 歳</td><td rowspan="5">65 歳</td></tr>
<tr><td>R5～R6 年度</td><td>61 歳</td></tr>
<tr><td>R7～R8 年度</td><td>62 歳</td></tr>
<tr><td>R9～R10 年度</td><td>63 歳</td></tr>
<tr><td>R11～R12 年度</td><td>64 歳</td><td>64 歳</td></tr>
<tr><td>R13 年度以降</td><td>65 歳</td><td>65 歳</td><td></td></tr>
</table>

(2)　管理監督職の職員は、原則として 60 歳に達した日以後、次の４月１日までに管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制を導入

(3)　60 歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入

(4)　職員に対する 60 歳以後の任用、給与等に関する情報提供及び 60 歳以後の勤務の意思確認を行う制度を導入

２　高岡市職員の再任用に関する条例の廃止（定年の段階的な引上げ期間中は、現行と同様の再任用制度を暫定再任用制度として存続）

３　高岡市職員の給与に関する条例の一部改正

60 歳超の職員の給与水準は、60 歳に達した日以後の次の４月１日以後、60 歳前の７割水準に設定

４　その他関係条例の規定整備、引用条項の整理等

・施行期日　令和５年４月１日（一部規定は、公布の日）

２　高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

（趣旨）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るため、育児休業の取得に係る所要の改正を行うもの

（主な内容）

１　育児休業の再度取得に必要な「条例で定める特別の事情」の緩和

育児休業が、原則１回から原則２回まで取得可能となることに伴い、再度の育児休業を取得する際に必要な「条例で定める特別の事情」から、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除

２　非常勤職員の子の出生後８週間以内の育児休業の取得要件の緩和

育児休業の取得要件のうち、次の要件を見直し

（現　行）「子が１歳６か月に達する日」までにその任期が満了すること等が明らかでないことが必要

（改正後）「子の出生日から 57 日目より６月を経過する日」までに緩和

３　非常勤職員の子の１歳以降の育児休業の取得の柔軟化

１歳以降の育児休業の取得について、夫婦交替での取得、特別の事情がある場合の複数回の取得等を可能とするもの

４　引用条項の整理等（定年引き上げに伴うもの）

・施行期日　１、２、３　令和４年 10 月１日

４　令和５年４月１日

３　高岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

（趣旨）

看護師等の処遇改善を図るため、特殊勤務手当を新設するもの

（主な内容）

高岡市民病院に勤務する看護師等がその職務に従事した場合に看護職員処遇改善特別手当を支給するもの

・手当の額　月額 12,000 円以内

・施行期日　令和４年 10 月１日

４　高岡市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例

【社会福祉課】

（趣旨）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴い、重度心身障害者等の医療費負担に対する助成について、所要の改正を行うもの

（主な内容）

令和４年 10 月から、一定の所得がある後期高齢者医療の被保険者の窓口負担割合が変更（１割→２割）となることに伴い、２割負担となる重度心身障害者等に対し、引き続き自己負担が生じないよう助成を行うもの

【重度心身障害者等医療費助成制度】

障害の程度		年齢	医療制度上の窓口負担	左記に対する助成額
重度	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ	0～64歳	０歳～就学前　【２割】	全額助成
			小学１年～64歳　【３割】	全額助成
	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ、障害年金１級	65歳以上	現役並み所得者　【３割】	全額助成
			Ⓝ一定以上所得のある方　【１割→２割】	全額助成
			一般所得者等　【１割】	全額助成
中度	身体障害者手帳３級と４級の一部、精神障害者保健福祉手帳２級、障害年金２級	65歳以上	現役並み所得者　【３割】	３割から１割に軽減
			Ⓝ一定以上所得のある方　【１割→２割】	全額助成
			一般所得者等　【１割】	全額助成
軽度	身体障害者手帳が上記以外の４級～６級、療育手帳Ｂ	65～69歳	現役並み所得者　【３割】	なし
			一般所得者等　【３割】	３割から２割に軽減

□　･･･　改正箇所

※後期高齢者医療の被保険者･･･75 歳以上の方と、65 歳以上の重度・中度の障害のある方

※一定以上所得のある方･･･現役並み所得者に該当せず、課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上（世帯に後期高齢者が２人以上の場合は 320 万円以上）の方

※現役並み所得者･･･世帯に課税所得 145 万円以上の後期高齢者がいる方

※一般所得者等･･･現役並み所得者、一定以上所得のある方以外の方

・施行期日　令和４年 10 月１日

5　高岡市道の駅条例の一部を改正する条例

【都市計画課】

（趣旨）

道の駅の効率的かつ柔軟な運営による利用促進を図るため、開館時間の弾力化等を行うもの

（主な内容）

1　開館時間の弾力化

開館時間（条例による規定）の見直し

	現　行	改正後
道の駅万葉の里高岡	午前９時～午後９時	午前９時～午後７時
道の駅雨晴	午前９時～午後７時	午前９時～午後５時

※上記の開館時間以外に、指定管理者の公募にて、指定管理者が柔軟に運営する時間を設定

2　道の駅雨晴（多目的ルーム）の利用料金の改正

現　行		改正後	
午前９時～正午	1,180 円	午前９時～正午	1,180円
午後１時～４時	1,180 円	午後１時～５時	1,580円
午後５時～７時	990 円	午前９時～午後５時	2,760円
午前９時～午後４時	2,430 円		
午後１時～７時	2,240 円		
午前９時～午後７時	3,040 円		

・施行期日　令和５年４月１日

6　高岡市営住宅条例の一部を改正する条例

【建築政策課】

（趣旨・内容）

御馬出市営住宅を廃止するもの

・施行期日　公布の日

7　高岡市土蔵造りのまち資料館（旧室崎家住宅）条例の一部を改正する条例

【文化財保護活用課】

（趣旨・内容）

資料館の効率的な運営を図るため、利用方法等について見直しを行うもの

(1)　観覧利用の事前申込制（許可）を導入

(2)　施設利用料（現行、１日当たり 3,000 円）について、営利目的等の利用の場合は 5,100 円、冷暖房利用の場合は３割増の利用料を新たに設定

・施行期日　令和５年４月１日

(2)　その他（３件）

1　財産の譲与について

（建物）

【環境政策課】

（趣旨）

旧福岡町リサイクルセンターの建物を譲与するもの

（主な内容）

・譲与する財産　建物

No	施設名	所在	構造	延床面積(㎡)
①	管理棟	高岡市福岡町矢部784番、785番１、786番３	鉄骨造平屋建	270.48
②	工場棟		鉄骨造平屋建	600.00
③	ストックヤード棟		鉄骨造平屋建	194.40
④	薬注装置置場		コンクリートブロック造平屋建	5.70

・譲与の相手方　高岡市岩坪23番地９
株式会社島井

2　令和３年度高岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【上下水道局総務課】

（趣旨）

令和３年度高岡市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分するもの

（主な内容）

・未処分利益剰余金　859,336,824円

・議会の議決による処分額　859,336,824円

内訳　250,234,002円（減債積立金に積立て）

609,102,822円（自己資本金への組入れ）

３　令和３年度高岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【上下水道局総務課】

（趣旨）

令和３年度高岡市下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分するもの

（主な内容）

・未処分利益剰余金　　1,208,404,850円

・議会の議決による処分額　　1,208,404,850円

内訳　　657,976,558円（減債積立金に積立て）

550,428,292円（自己資本金への組入れ）

(3)　認定（２件）

１　決算の認定について

（令和３年度高岡市高岡市民病院事業会計決算）

（令和３年度高岡市水道事業会計決算）

（令和３年度高岡市工業用水道事業会計決算）

（令和３年度高岡市下水道事業会計決算）

（趣旨・内容）

高岡市民病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の令和３年度決算を議会の認定に付するもの

２　決算の認定について

（令和３年度高岡市一般会計歳入歳出決算）

（令和３年度高岡市国民健康保険事業会計歳入歳出決算）

（令和３年度高岡市荻布奨学金事業会計歳入歳出決算）

（令和３年度高岡市駐車場事業会計歳入歳出決算）

（令和３年度高岡市工業団地造成事業会計歳入歳出決算）

（令和３年度高岡市介護保険事業会計歳入歳出決算）

（令和３年度高岡市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算）

（趣旨・内容）

一般会計及び６特別会計の令和３年度決算を議会の認定に付するもの

※　追加提案（２件）

・人事案件（２件）

１　教育委員会の委員の任命について同意を求める件

長尾（ながお）　順子（よりこ）氏（１期）の任期が令和４年 12 月１日で満了することに伴うもの

２　人権擁護委員の推薦について意見を求める件

吉川（よしかわ）　佳子（よしこ）氏（４期）の任期が令和４年 12 月 31 日で満了することに伴うもの